

役員給与規程の改正について

独立行政法人

年金・健康保険福祉施設整理機構

1. 役員給与規程の改正内容

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成 24 年法律第 2 号)に基づく国家公務員の給与の見直しに伴い、当機構においてもこれに準じた役員給与規程の改正を行った。

改正点は、以下のとおり。

(改正点)

(1) 役員の俸給月額額の減額。(約 0.5%)

(2) 平成 24 年 6 月支給の特別手当の支給特例措置。(平成 23 年 4 月から施行日の属する月の前月までの支給済給与の▲0.37%相当分を減額調整)

(3) 給与減額の臨時特例措置。(平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間、俸給月額等を、▲9.77%減額して支給)

2. 改正の実施時期

(1) ~ (2) 平成24年 3 月 1 日施行

(3) 平成24年 4 月 1 日施行

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構役員給与規程 新旧対照表

改正後	現行
<p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構役員給与規程</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月1日 17規程第5号 (改正履歴 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>改正 平成24年3月21日 24規程第 2号</u></p> <p>(第1条～第3条 略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第4条 役員俸給の月額は、次のとおりとする。 理事長 <u>1,259,000円</u></p> <p>(以下 略)</p> <p><u>附 則 (平成24年 3月21日 24規程第2号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 この規程は、平成24年3月1日から施行する。</p>	<p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構役員給与規程</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月1日 17規程第5号 (改正履歴 略)</p> <p>(第1条～第3条 略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第4条 役員俸給の月額は、次のとおりとする。 理事長 <u>1,265,000円</u></p> <p>(以下 略)</p>

(平成24年6月に支給する特別手当の特例措置)

第2条 平成24年6月に支給する特別手当の額は、役員給与規程第8条第2項の規定にかかわらず、同項により算定される特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 平成23年4月1日において役員が受けるべき俸給の月額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

二 平成23年6月に支給された特別手当に100分の0.37を乗じて得た額並びに平成23年12月に支給された特別手当に100分の0.37を乗じて得た額

(端数計算)

第3条 前条各号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構役員給与規程 新旧対照表

改正後	現行
<p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構役員給与規程</p> <p style="text-align: center;">平成17年10月1日 17規程第5号</p> <p>改正 平成18年 3月29日 18規程第 6号            改正 平成21年 5月29日 21規程第 7号            改正 平成21年11月30日 21規程第 9号            改正 平成22年 2月16日 21規程第12号            改正 平成22年12月 1日 22規程第 5号            改正 平成24年 3月21日 24規程第 2号            改正 平成24年 5月16日 24規程第10号</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成24年5月16日 24規程第10号) (施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(給与減額の臨時特例措置)</p> <p>第2条 施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する</p>	<p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構役員給与規程</p> <p style="text-align: center;">平成17年10月1日 17規程第5号</p> <p>改正 平成18年 3月29日 18規程第 6号            改正 平成21年 5月29日 21規程第 7号            改正 平成21年11月30日 21規程第 9号            改正 平成22年 2月16日 21規程第12号            改正 平成22年12月 1日 22規程第 5号            改正 平成24年 3月21日 24規程第 2号</p>

額を減ずる。

2 特例期間においては、本規程に基づき支給される給与のうち、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる

一 特別手当 当該役員が受けるべき特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

二 非常勤役員手当 当該役員が受けるべき非常勤役員手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(端数計算)

第3条 前条各号の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構役員給与規程

平成17年10月1日

17規程第5号

改正	平成18年	3月29日	18規程第6号
改正	平成21年	5月29日	21規程第7号
改正	平成21年	11月30日	21規程第9号
改正	平成22年	2月16日	21規程第12号
改正	平成22年	12月1日	22規程第5号
改正	平成24年	3月21日	24規程第2号
改正	平成24年	5月16日	24規程第10号

(総則)

第1条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第2条 役員（常勤の役員をいう。以下同じ。）の給与は、俸給、通勤手当及び特別手当とし、非常勤役員の給与は、非常勤役員手当とする。

(給与の支払)

第3条 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令及び理事長が別に定めるところにより役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。  
2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(俸給)

第4条 役員の俸給の月額を、次のとおりとする。

理事長 1,259,000円

(給与の支給日)

第5条 俸給及び通勤手当は、その月の月額の全額を毎月16日に支給する。ただし、16日が休日に当たるときは前日（その日が休日に当たるときは、その日以後において、その日に最も近い休日でない日）に支給するものとする。  
2 特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たると

きは、その日の前々日に支給し、その日が土曜日に当たるときは、その日の前日に支給するものとする。

- 3 前2項に規定する支給日に給与を支給することができない場合には、理事長が指定した日を、支給日とすることができるものとする。

#### (日割計算)

第6条 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

#### (通勤手当)

第7条 通勤手当は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構職員給与規程（平成17規程第6号。以下「職員給与規程」という。）第17条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

- 2 通勤手当の額は、職員給与規程第17条第2項に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

#### (特別手当)

第8条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は解任された役員についても同様とする。

- 2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は解任された役員にあつては、退職し、又は解任された日現在）において当該役員の受けるべき俸給の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、特別手当の額は、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。
- 3 基準日以前6箇月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて役員となった者については、その者の国家公務員と

して引き続いた在職期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 4 基準日以前に引き続き国家公務員となるため退職した役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、特別手当は支給しない。

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた特別手当）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項第2号の規定に基づき解任された役員
- (2) 基準日前一箇月以内又は基準日から基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第10条 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し特別手当を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、特別手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件

に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、特別手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(非常勤役員手当)

第11条 非常勤役員手当の月額は、次のとおりとする。

理事 274,000円

監事 237,000円

2 第3条、第5条、第6及び第12条の規定は、前項の非常勤役員手当の支給について準用する。

(端数の処理)

第12条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り下げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則(18年3月29日 18規程第6号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成21年5月29日 21規程第7号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年5月29日から施行する。

(特別手当の特例)

第2条 平成21年6月に支給する特別手当に関する第8条の適用については、同条第2項中、「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附 則 (平成21年11月30日 21規程第9号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月16日 21規程第12号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

第2条 平成21年12月に支給する特別手当の額は、改正後の役員給与規程第8条第2項の規定にかかわらず、同項により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- 一 平成21年4月1日において役員が受けるべき俸給の月額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- 二 平成21年6月に支給された特別手当に100分の0.24を乗じて得た額

(端数計算)

第3条 前条各号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成22年12月 1日 22規程第5号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する特別手当の特例措置)

第2条 平成22年12月に支給する特別手当に関する第8条の適用については、同条第2項中、「100分の155」とあるのは「100分の150」とし、その支給する特別手当の額は、改正後の役員給与規程第8条第2項の規定にかかわらず、同項により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- 一 平成22年4月1日において役員が受けるべき俸給の月額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- 二 平成22年6月に支給された特別手当に100分の0.28を乗じて得た額

(端数計算)

第3条 前条各号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成24年 3月21日 24規程第2号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する特別手当の特例措置)

第2条 平成24年6月に支給する特別手当の額は、役員給与規程第8条第2項の規定にかかわらず、同項により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- 一 平成23年4月1日において役員が受けるべき俸給の月額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- 二 平成23年6月に支給された特別手当に100分の0.37を乗じて得た額並びに平成23年12月に支給された特別手当に100分の0.37を乗じて得た額

(端数計算)

第3条 前条各号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成24年5月16日 24規程第10号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（給与減額の臨時特例措置）

第2条 施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、本規程に基づき支給される給与のうち、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 特別手当 当該役員が受けるべき特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

二 非常勤役員手当 当該役員が受けるべき非常勤役員手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

（端数計算）

第3条 前条各号の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。